

地域経済の活性化及び消費者行政の充実 に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国が打ち出した各経済・雇用就業対策を実効あるものとするため、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
2. 中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、税制の優遇措置や融資制度の拡充など、中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。
3. 地域経済を活性化するため、農村地域工業等導入促進法に基づく減収補てん措置の延長、企業立地促進法に基づく課税免除の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
5. 消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等が確実にできるよう、都市自治体の実情に応じてその体制整備について必要な財政措置の充実を図ること。